

福岡県農林水産部
土木工事共通仕様書

令和3年10月1日

福岡県農林水産部

農林水産部土木工事共通仕様書

目 次

第1編 共 通 編

第1章 総 則

第1節 総 則

1－1－1	適 用	2
1－1－2	用語の定義	2
1－1－3	設計図書の照査等	4
1－1－4	工程表	5
1－1－5	施工計画書	5
1－1－6	工事実績情報の登録	6
1－1－7	監督員	6
1－1－8	現場技術員	6
1－1－9	工事用地等の使用	7
1－1－10	工事着手	7
1－1－11	工事の下請負	7
1－1－12	施工体制台帳及び施工体系図	8
1－1－13	請負者相互の協力	8
1－1－14	調査・試験に対する協力	8
1－1－15	工事の一時中止	9
1－1－16	設計図書の変更	9
1－1－17	工期変更	9
1－1－18	支給材料及び貸与品	10
1－1－19	工事現場発生品	10
1－1－20	建設副産物	10
1－1－21	工事材料の品質	12
1－1－22	監督員等による確認	12
1－1－23	数量の算出及び出来形図	12
1－1－24	工事完成図	12
1－1－25	工事完成検査	12
1－1－26	既済部分検査	13
1－1－27	施工管理	13
1－1－28	部分使用	13
1－1－29	履行報告	14
1－1－30	使用人等の管理及び監督	14
1－1－31	工事中の安全管理	14
1－1－32	爆発及び火災の防止	15
1－1－33	跡片付け	15
1－1－34	事故報告書	16
1－1－35	環境対策	16
1－1－36	文化財の保護	19
1－1－37	交通安全管理	19
1－1－38	諸法令、諸法規の遵守	20
1－1－39	官公庁への手続き等	22
1－1－40	施工時期及び施工時間の変更	22

1－1－41	工事測量	23
1－1－42	提出書類	23
1－1－43	不可抗力による損害	23
1－1－44	特許権等	24
1－1－45	保険の付保及び事故の補償	24
1－1－46	現場技術者等の腕章の着用	24
1－1－47	臨機の措置	24
1－1－48	県産資材の優先使用	25

第2章以降は各関係編に準ずる。

農業農村整備事業関係編

森林整備保全事業編

水産関係

漁港漁場関係工事共通仕様書（販売）に準ずる。

第1編 共 通 編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

1. 福岡県農林水産部土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、福岡県農林水産部所管の土木工事の施工に係る工事請負契約書（以下、「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 請負者は、共通仕様書の適用にあたり、「福岡県農林水産部工事監督要領」及び「福岡県農林水産部工事検査要綱」による監督、検査体制のもとで、建設業法第 18 条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。
また、これら監督、検査（しゅん工検査、中間検査、出来形検査）にあたり、福岡県財務規則（昭和 39 年 4 月 1 日規則第 23 号）（以下「財務規則」という。）第 176 条及び 177 条の規定に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 契約図書は相互に補完し合うものであり、これに定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
4. 図面、特記仕様書及び共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、請負者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。
5. S I（国際単位系）については S I 単位と非 S I 単位とが併記されている場合、（ ）内を非 S I 単位とする。請負者は、S I 単位の適用に伴い、数値の丸め方が示されたものと異なる場合、監督員と協議しなければならない。なお、非 S I 単位の使用が認められているものについては、この限りではない。
6. J I S（日本産業規格）や各種協会規格については、本共通仕様書によるものとするが、これら規格が改正された場合は、改正後の基準とする。

1-1-2 用語の定義

- （1）「工事」とは、本体工事及び仮設工事をいう。
- （2）「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工する工事をいう。
- （3）「仮設工事」とは、工事の施工に必要な各種の仮工事をいう。
- （4）「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- （5）「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- （6）「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
- （7）「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
- （8）「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細及び工事に固有の事項を定める図書をいう。
- （9）「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約

条件を説明するための書類をいう。

- (10) 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (11) 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図の元となる設計計算書をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあっては契約図書及び監督員の指示に従って作成され、監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。

なお、請負者からの申し出に対し、監督員が承諾した事項を含むものとする。
- (12) 「工期」とは、契約図書に示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (13) 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
- (14) 「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- (15) 「工事完了」とは、設計図書に示された全ての工事が完了していることをいう。
- (16) 「工事完成」とは、設計図書に示された全ての工事が完了し、設計図書により提出が義務付けられた工事記録写真等の資料が全て監督員に提出されていることをいう。
- (17) 「監督員」とは、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が契約の適正な履行を確保するため定めた者をいう。
- (18) 「検査職員」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- (19) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (20) 「承諾」とは、契約図書で示した事項で、発注者若しくは監督員又は請負者が書面により同意することをいう。
- (21) 「指示」とは、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (22) 「提出」とは、請負者が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (23) 「提示」とは、監督員が請負者に対し、又は請負者が監督員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (24) 「報告」とは、請負者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- (25) 「通知」とは、監督員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について書面で知らせることをいう。
- (26) 「連絡」とは、監督員と請負者または現場代理人の間で、監督員が請負者に対し、又は請負者が監督員に対し、契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、Eメールなどの署名又は押印が不要な手段

第1章 総 則

により互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

- (27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。

なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

- (28) 「立会」とは、監督員が、現場臨場又は遠隔臨場により契約図書に示された項目の内容と契約図書との適合を確認することをいう。

- (29) 「遠隔臨場」とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して立会等を行うことをいう。

- (30) 「施工段階確認」とは、工事に係る出来形（完成時に不可視となる部分）等を設計図書に示した施工段階において、請負者の測定結果等に基づき、監督員が立会等により確認することをいう。

- (31) 「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。

- (32) 「確認」とは、契約図書に示した段階又は監督員の指示した施工途中の段階において、請負者の測定結果等に基づき監督員が立会等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

- (33) 「工事検査」とは、検査職員が契約書第 32 条、第 38 条及び第 39 条に基づいて給付の確認を行うことをいう。

- (34) 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは監督員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関の確認のために必要となる費用は、請負者の負担とする。

- (35) 「S I」とは、国際単位系をいう。

- (36) 「J I S規格」とは、日本産業規格をいう。

1-1-3 設計図書の照査等

1. 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、請負者に図面を貸与することができる。ただし、共通仕様書、工事施工管理基準等については請負者が備えるものとする。

2. 請負者は、施工前及び施工途中において、契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

また、請負者は監督員から更に詳細な説明、又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条に基づき監督員からの指示によるものとする。

3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-4 工程表

請負者は、契約書第3条に規定する「工程表」を作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

1-1-5 施工計画書

1. 請負者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

2. 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事及び3千万円未満の工事においては、記載内容の一部を省略することができる。

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 工事概要 | (8) 緊急時の体制及び対応 |
| (2) 工程表 | (9) 交通管理 |
| (3) 現場組織表 | (10) 安全管理 |
| (4) 主要機械 | (11) 仮設備計画 |
| (5) 主要資材 | (12) 環境対策 |
| (6) 施工方法 | (13) 再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法 |
| (7) 施工管理計画 | (14) その他 |

3. 前項における「簡易な工事」とは、請負金額が5百万円以下の比較的小規模な工事や契約期間が1ヶ月以内の工事、若しくは単価契約の工事などとし、請負者は監督員の承諾を得て以下に示す内容を記載した施工計画書とすることができる。

- (1) 工事概要
- (2) 工程表
- (3) 緊急時の体制及び対応
- (4) 交通管理
- (5) 安全管理
- (6) 環境対策
- (7) その他（契約図書及び監督員の指示で施工計画書に記載するものなど）

4. 簡易な工事を除く3千万円未満の工事においては、請負者は以下に示す内容を記載した施工計画書とすることができる。

- (1) 工事概要
- (2) 工程表
- (3) 施工管理計画
- (4) 緊急時の体制及び対応
- (5) 交通管理
- (6) 安全管理
- (7) 環境対策
- (8) その他（契約図書及び監督員の指示で施工計画書に記載するものなど）

5. 請負者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。ただし、工

第1章 総 則

事数量の軽微な増減や1ヶ月程度の工期変更のような施工計画に大きく影響しない場合は、監督員の承諾を得て変更施工計画書の提出を省略することができる。

6. 請負者は、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。
7. 請負者は、総合評価方式を適用した工事については、技術提案のすべてについて、その施工方法等を本条第2項及び第3項に規定するその他の項目に記載しなければならない。
また、技術提案内容をそのまま転記するのではなく、工種ごとに提案した内容を踏まえ詳細に記載し、技術提案内容が判別しやすいよう図表を用いたり、着色あるいは下線を付すなど、記載方法を工夫しなければならない。

1-1-6 工事実績情報の登録

1. 請負者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「J A C I C」という。）が実施している工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上、コリンズに登録しなければならない。
2. 登録時にJ A C I Cが発行する「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督員にメール送信される。
3. 工事実績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。
 - （1）受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内とする。
 - （2）登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に登録する。なお、登録変更時は、工期又は技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
 - （3）完成時の登録は、しゅん工届を提出後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。
 - （4）完成後において、訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1-1-7 監督員

1. 監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項であるが、その権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は監督員が、請負者に対し口頭、FAX及びEメールによる指示等を行えるものとし、それらによる指示等が行なわれた場合には、後日書面により監督員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-8 現場技術員

請負者は、設計図書又は打合せ簿で、建設コンサルタント等の現場技術員の配置が示された場合、次によらなければならない。

- （1）現場技術員が監督員に代わり現場で立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明

を求められた場合はこれに応じなければならない。

ただし、現場技術員は、契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。

(2) 請負者に対する指示又は通知等について、監督員が現場技術員を通じて行った場合であっても、監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。

(3) 請負者は監督員の指示に対する報告を、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

1-1-9 工事用地等の使用

1. 請負者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合、善良なる管理者の注意をもって維持、管理するものとする。

2. 設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上必要とする用地については、請負者の責任で準備し、確保するものとする。

この場合において、施工上必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍、駐車場等）および型枠又は鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3. 請負者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

4. 請負者は、第1項に示した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の途中において、発注者が返還を要求したときも同様とする。

5. 発注者は、第1項に示した工事用地等について請負者が復旧を履行しないときは請負者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は請負者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、請負者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

1-1-10 工事着手

請負者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。

なお、工事着工日は1-1-2-(14)によるものとする。

1-1-11 工事の下請負

請負者は、下請負に付する場合、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負人が、福岡県の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の

第1章 総 則

請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

1－1－1 2 施工体制台帳及び施工体系図

1. 請負者は、建設業法第 24 条の 7 第 1 項の規定に基づき（建設業法に基づかない工事は該当しない）作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 2 項に基づき、必要書類を添付しその写しを監督員に提出しなければならない。
2. 請負者は、建設業法第 24 条の 7 第 4 項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督員に提出しなければならない。
3. 請負者は、1 及び 2 の施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。
4. 請負者は、発注者から 1 により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。
5. 請負者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載するものとし、必要書類を添付しその写しを監督員に提出しなければならない。

1－1－1 3 請負者相互の協力

請負者は、契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事、又は関連工事の請負者と相互に協力しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1－1－1 4 調査・試験に対する協力

1. 請負者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対しては、監督員の指示によるものとし、これに協力しなければならない。
2. 請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査、指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製、保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の請負者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. 請負者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

1-1-15 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、請負者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、工事の全部又は一部の施工について必要とする期間を中止させることができる。
 - (1) 契約書第 16 条に規定する工事用地が確保されない場合
 - (2) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (3) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
 - (4) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (5) 災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (6) 第三者、請負者、使用人及び監督員の安全のため必要があると認めた場合
2. 発注者は、請負者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない等、監督員が必要と認めた場合には、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。
3. 1 及び 2 の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え、工事現場を保全しなければならない。

1-1-16 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-17 工期変更

1. 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条第 1 項及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工事の変更について、当該変更が契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認するものとする。（以下「事前協議」という。）
2. 監督員は、事前協議における工期変更協議の対象であるか否かについて請負者に通知するものとし、請負者はこれを確認しなければならない。
3. 請負者は、契約書第 18 条第 5 項に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
4. 請負者は、契約書第 19 条に基づく工事内容の変更又は契約書第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
5. 請負者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変

第1章 総 則

更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

6. 請負者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1-1-18 支給材料及び貸与品

1. 請負者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残数量を明らかにしておかなければならない。
2. 請負者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料（又は貸与品）請求書を作成し、その使用予定日の前日までに監督員を経由して発注者に提出しなければならない。
3. 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」、「引渡時期」及び「引渡方法」については、設計図書又は監督員の指示によるものとする。なお、引渡終了後、契約書第 15 条第 3 項の規定に基づき、支給材料（又は貸与品）受領（又は借用）書を作成し、引渡の日から 7 日以内に監督員を経由して発注者に提出しなければならない。
4. 請負者は、貸与する機械器具の使用に当たり、十分に整備点検し、事故等のないよう努めなければならない。

なお、工事中における機械器具の運転、修理及び管理は、請負者の責任において実施しなければならない。

また、請負者の不注意により、機械器具に故障・破損が生じた場合、請負者の責任において修理しなければならない。

5. 請負者は、機械器具の返却に当たり、十分整備し、機能に支障がない状態で返却しなければならない。なお、引渡し後であっても、請負者に起因する故障・破損が見つかった場合、請負者の負担により修理しなければならない。
6. 請負者は、契約書第 15 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品」について、支給材料（又は貸与品）返還書を作成し、監督員を経由して発注者に提出し、指示に従わなければならない。

なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

7. その他については、契約書第 15 条の規定によるものとする。

1-1-19 工事現場発生品

請負者は、工事施工によって生じた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書で示された場所、又は監督員の指示する場所で監督員に引渡さなければならない。

1-1-20 建設副産物

1. 請負者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他材料を本体工事又は、設計図書に指定された仮設工事に用いる場合は、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事に用いる場合は、監督員の承諾を得なければならない。
2. 法律等の遵守と処理計画の策定

請負者は、「再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「建設工事の発注における再生資源の利用の促進について」を遵守し、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」、「建設発生土処分地計画書」等を作成して、建設副産物の適正処理に努めなければならない。「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した場合には、工事完了後、速やかに実施状況書を監督員に提出しなければならない。

3. 処理体制の整備の促進

請負者は、建設副産物の適正処理に関する現場責任者（主任技術者との兼務で可）を定め再利用方法や処理方法等を下請け業者や資材納入業者に周知徹底し、指導監督しなければならない。また、現場での建設副産物の保管にあたっては、処理方法に応じ適切に保管し、周辺に悪影響を及ぼさないように努めなければならない。

4. 処理の適正委託

請負者は、産業廃棄物処理業者に処理を委託する際には、あらかじめ適正な処理委託が可能であることを確認し、委託契約は必ず文書にて収集運搬業者及び処分業者のそれぞれと行わなければならない。

また、請負者は、設計図書等に明記された産業廃棄物の処理にあたっては、事前に「廃棄物処理計画書」を作成し、同計画書に処理先等の必要事項を明記するとともに、処理業者の許可証の写しを監督員に提出しなければならない。

また、委託先及び廃棄物に変更を生じた場合は直ちに「廃棄物処理計画書」を再提出するものとする。

なお、がれき類（コンクリート殻、アスファルト殻、廃路盤材等）の搬出先については県土整備部で承認されたがれき類の再資源化施設を原則とする。

5. 再利用及び減量化の促進

請負者は、再利用が見込まれる特定建設資材廃棄物（コンクリート殻、アスファルト殻、木材）については現場で分別を行い、再資源化施設に持ち込み、再利用が促進されるようにしなければならない。また、建設発生土についても必要な情報収集・提供に努め、再利用を促進しなければならない。

なお、再生資材のうち、再生砕石（クラッシャーラン等）および再生アスファルト混合物（改質アスファルト等特殊なものを除く）については、県土整備部の承認施設で生産された資材又は福岡県認定リサイクル製品を使用することとし、事前に監督員の承諾を得るとともに、「材料出荷証明書」により供給元を明確にしなければならない。

また、再資源化施設に持ち込めない副産物等については減量化に努めなければならない。

6. 適正処理の確認（マニフェストシステムの活用等）

請負者は、廃棄物の発生から中間処理、最終処分に至るまでの処理状況を、マニフェストシステムの活用により、的確に把握し管理しなければならない。

また、設計図書等で指定された産業廃棄物については、マニフェスト伝票のA票及びE票の写し（E票が工事完成検査日に間に合わない場合はD票の写しでも可）を監督員に提出し原本を厳重に保管（5年間）しておかななければならない。

第1章 総 則

1－1－2 1 工事材料の品質

1. 請負者は、使用材料の品質を証明し、また監督員は、使用材料の品質を確認する必要があるため、使用材料について「材料承認」及び「材料確認」を実施するものとする。
2. 契約書第 13 条第 1 項に規定する「中等の品質」とは、J I S 規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。

なお、「同等以上の品質」とは、設計図書で指定する品質、又は監督員が承諾した試験機関が保証する品質、もしくは監督員の承諾した品質をいう。

また、品質の確認に要する費用は請負者の負担とする。

1－1－2 2 監督員等による確認

1. 請負者は、段階確認実施要領及び監督員等の指示により、段階確認及びその他確認（以下「段階確認等」という。）を受けなければならない。
2. 請負者は、契約後、速やかに監督員と協議し、段階確認願（工種、細別、確認時期、確認項目等）を提出しなければならない。
3. 請負者は、段階確認等を受ける場合は、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）が立会しなければならない。
4. 請負者は、段階確認等に必要の人員、資機材等の提供、写真その他資料の整備、設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
5. 段階確認等は、勤務時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。
6. 請負者は、施工箇所の確認等が十分にできるよう機会を提供するものとする。
7. 監督員は、やむを得ないと認められる場合は、段階確認等を机上で行うことができる。この場合において、請負者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提示し確認を受けなければならない。
8. 請負者は、契約書第 9 条第 2 項第 3 号、第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項もしくは同条第 2 項の規定に基づき、監督員による材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、契約書第 17 条及び第 32 条に規定する義務を免れないものとする。

1－1－2 3 数量の算出及び出来形図

1. 請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 請負者は、出来形測量の結果を基に、設計図書等に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。
3. 請負者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って出来形図を作成し、監督員に提出しなければならない。

1－1－2 4 工事完成図

1. 請負者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 工事完成図とは、最終の設計図に請負者からの申し出に対し、監督員が承諾した事項（施工承諾の内容等）が反映された図面をいう。
3. 管水路工事においては、管割図についても工事完成図として提出しなければならない。

1－1－2 5 工事完成検査

1. 請負者は、工事完成検査を受けるにあたっては、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき

しゅん工届を提出しなければならない。

2. 請負者は、しゅん工届を提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。

(2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。

(3) 設計図書により義務付けられた施工管理資料（工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等）の整備がすべて完了し、監督員に提出していること。

(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約書を発注者と締結していること。

3. 発注者は、工事検査に先立って請負者に工事完成検査日を知らせるものとする。

4. 工事完成検査は、請負者又は現場代理人及び主任技術者（監理技術者）が立会のうえ、検査員が契約図書及びその他関係書類に基づき契約の履行について検査を行うものとする。

5. 検査員は、修補の必要があると認めた場合、請負者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。

6. 当該検査に要する資機材等の提供については、1-1-22 の第 4 項の規定を準用する。

1-1-26 既済部分検査

1. 請負者は、契約書第 38 条第 1 項の規定に基づき部分払いの請求をする場合、又は、契約書第 39 条第 1 項の規定に基づき、指定部分の工事が完了した場合には、その部分に係わる工事の検査を受けなければならない。

2. 請負者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 発注者は、部分検査に先立って、請負者に対して検査日を通知するものとする。

4. 部分検査は監督員及び請負者又は現場代理人及び主任技術者（監理技術者）が立会のうえ、工事検査員が工事目的物を対象として契約の履行について検査を行うものとする。

5. 工事検査員の指示による修補については、1-1-25 第 5 項の規定による。

6. 当該検査に要する資機材等の提供については、1-1-22 第 4 項の規定を準用する。

7. 請負者は、契約書第 35 条第 4 項に基づき中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-27 施工管理

1. 請負者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、施工管理を行わなければならない。

2. 請負者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において施工管理体制を確立しなければならない。

3. 請負者は、福岡県農林水産部が定める施工管理基準に基づき施工管理を行い、その記録及び関係書類を請負者の責任により作成しなければならない。

1-1-28 部分使用

1. 発注者は、請負者の同意を得て部分使用することができる。

2. 請負者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

第1章 総 則

1－1－29 履行報告

請負者は、契約書第 11 条の規定に基づき、契約の履行状況について別に定める様式により監督員に報告するものとする。

1－1－30 使用人等の管理及び監督

1. 請負者は、下請負人又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者（以下、「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払状況及び宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 請負者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1－1－31 工事中の安全管理

1. 請負者は、土木工事等施工技術安全指針、建設機械施工安全指針、港湾工事安全施工指針、潜水作業安全施工指針、潜水安全施工指針及び作業船団安全運航指針を参考にして常に工事の安全に留意し災害の防止に努めなければならない。
2. 請負者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして流水又は水陸交通の支障となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
3. 請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して災害の防止を図らなければならない。
4. 請負者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により指定されている場合、これに適合した建設機械を使用しなければならない。

ただし、より条件にあった建設機械がある場合は、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

5. 請負者は、工事箇所周辺に危害を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。特に重機械等が、架空線等上空施設の下を通過する箇所では、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）の設置や適切な誘導員の配置等、架空線に支障を及ぼさないよう十分に注意しなければならない。
6. 請負者は、豪雨、出水、土石流及びその他の自然災害に備え防災体制を確立しておかななければならない。
7. 請負者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は、その区域を板囲、ロープ等で囲うとともに、「立入り禁止」の標示をしなければならない。
8. 請負者は、工事期間中、工事区域及びその周辺の監視あるいは巡視により安全の確保に努めなければならない。
9. 請負者は、公衆の見やすいところに工事名、工期、事業主体名、工事請負者名、連絡先、電話番号及び現場責任者名を記入した工事標識を設置しなければならない。

10. 安全対策

- （1）請負者は、工事着手後、原則として作業員全員により、月毎に半日以上の時間を割当て、次の項目から内容を選択し、安全訓練等を実施しなければならない。

- 1）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2）工事内容の周知徹底
- 3）土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底
- 4）工事における災害訓練

- 5) 工事現場で予想される事故対策
 - 6) その他、安全、訓練として必要な事項
- (2) 安全訓練等の実施結果を安全活動報告書（実施状況写真等を添付）により報告しなければならない。
11. 請負者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
 12. 請負者は、工事現場が隣接し又は同一場所に別途工事がある場合は、請負者間で安全施工に関する情報交換及び調整を行うものとする。
 13. 監督員が、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じる者として、同条第 2 項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。
 14. 請負者は、工事中における安全の確保について、労働安全衛生法等関連法令に基づき適切な措置を講じておかななければならない。
 15. 請負者は、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等から、防災対策を考慮のうえ、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。
特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工方法及び工程について十分に配慮しなければならない。
 16. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。
 17. 請負者は、工事の施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
 18. 請負者は、施工中管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
 19. 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し、請負者の費用負担において応急処置及び補修・損害賠償を行わなければならない。

1－1－3 2 爆発及び火災の防止

1. 請負者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
2. 請負者は、火薬類を使用する場合は、監督員に使用計画書を提出しなければならない。
3. 請負者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、根株、草等を野焼きしてはならない。
ただし、軽微なものを野焼きする場合は、関係官公署と打合せを行い、監督員の承諾を得て処理しなければならない。
4. 請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、火災の防止に努めなければならない。
5. 現地に火薬庫等を設置する場合は、立入防止柵、警報装置等を設置し、夜間においては、周辺の監視等を行わなければならない。

1－1－3 3 跡片付け

請負者は、工事の全部又は一部の完成に際して、設計図書及び監督員との協議において存置するとしたものを除き、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片

第1章 総 則

付け、かつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

なお、工事検査に必要な足場、はしご等は、検査終了後速やかに撤去するものとする。

1－1－34 事故報告書

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員及び労働基準監督署等の関係機関に報告するとともに、別に定める工事事務報告書を監督員が指示する期日までに提出しなければならない。

1－1－35 環境対策

1. 請負者は、関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに応じなければならない。

第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、請負者は、本章1－1－39官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。

3. 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、請負者は、必要な資料を提出しなければならない。

4. 資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物

（1）請負者は、資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

（2）請負者は、（1）の特定調達品目を使用する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断の基準（以下「特定調達品目の判断の基準」という。）を満たすものとする。

（3）請負者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

（4）請負者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。また、グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目である間伐材又はその伐採に当たって生産された国の森林に関する法令に照らして合法性・持続性の証明された木材を原則使用するものとする。

5. 排出ガス対策型建設機械

（1）請負者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合に

は、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条及び第 11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督員と協議し、監督員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。

（2）請負者は、工事の施工に当たり表1-1-2 に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17 年法律第51 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条及び第11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年10 月 8 日付け建設省経機第249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成18 年 3 月17 日付け国土交通省告示第 348 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用出来ない場合には、監督員と協議し、監督員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することが出来る。

第1章 総 則

表 1-1-1 排出ガス対策型適用の一般工事用建設機械

一般工事用建設機械	摘要
・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

表 1-1-2 排出ガス対策型適用のトンネル工事用建設機械

トンネル工事用建設機械	摘要
・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力30kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

6. 請負者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

7. 低騒音型・低振動型建設機械

請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

1－1－36 文化財の保護

1. 請負者は、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。
2. 工事の施工により、請負者が文化財その他の埋蔵物を発見した場合、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1－1－37 交通安全管理

1. 請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する場合は、積載物の落下等により路面を損傷し、又は汚損することのないようにしなければならない。
なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。
2. 請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの運搬道及び道路に工事を行う場合は、道路管理者及び所轄警察署等の関係機関と打合せを行い、運搬の経路、期間、方法、担当者、並びに交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他交通安全上の措置を講じ、事故の防止に努めなければならない。
3. 請負者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合、設計図書の定めにより、当該道路の維持管理及び補修を行わなければならない。
4. 請負者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、請負者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
5. 発注者が工事用道路に指定する以外の道路を使用する場合は、請負者の責任において使用するものとする。
6. 請負者は、設計図書に他の請負者と工事用道路を共用する定めがある場合には、その定めに従うとともに、関連する請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
7. 請負者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。ただし、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。
8. 請負者は水上運搬を行う場合には、本条の「道路」は、水門又は水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとする。
9. 請負者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

第1章 総 則

車両の諸元	一 般 的 制 限 値
幅	2.5m
長 さ	12.0m
高 さ	3.8m（但し、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0 t （但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、長さに応じ最大25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t （隣り合う車軸に係る軸距1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t）、1.8m以上の場合は20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1－1－3 8 諸法令、諸法規の遵守

1. 請負者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。

なお、主な法令、法規は以下に示すとおりである。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 会計法 | (昭和22年法律第35号) |
| (2) 建設業法 | (昭和24年法律第100号) |
| (3) 下請代金遅延等防止法 | (昭和31年法律第120号) |
| (4) 労働基準法 | (昭和22年法律第49号) |
| (5) 職業安定法 | (昭和22年法律第141号) |
| (6) 労働安全衛生法 | (昭和47年法律第57号) |
| (7) 作業環境測定法 | (昭和50年法律第28号) |
| (8) じん肺法 | (昭和35年法律第30号) |
| (9) 雇用保険法 | (昭和49年法律第116号) |
| (10) 労働者災害補償保険法 | (昭和22年法律第50号) |
| (11) 健康保険法 | (大正11年法律第70号) |
| (12) 中小企業退職金共済法 | (昭和34年法律第160号) |
| (13) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和51年法律第33号) |
| (14) 最低賃金法 | (昭和34年法律第137号) |
| (15) 出入国管理及び難民認定法 | (平成3年法律第94号) |
| (16) 道路法 | (昭和27年法律第180号) |
| (17) 道路交通法 | (昭和35年法律第105号) |
| (18) 道路運送法 | (昭和26年法律第183号) |
| (19) 道路運送車両法 | (昭和26年法律第186号) |
| (20) 砂防法 | (明治30年法律第29号) |
| (21) 地すべり等防止法 | (昭和33年法律第30号) |
| (22) 河川法 | (昭和39年法律第167号) |
| (23) 海岸法 | (昭和31年法律第101号) |
| (24) 港湾法 | (昭和25年法律第218号) |

(25) 港則法	(昭和 23 年法律第 174 号)
(26) 漁港漁場整備法	(昭和 25 年法律第 137 号)
(27) 海上交通安全法	(昭和 47 年法律第 115 号)
(28) 海上衝突予防法	(昭和 52 年法律第 62 号)
(29) 下水道法	(昭和 33 年法律第 79 号)
(30) 航空法	(昭和 27 年法律第 231 号)
(31) 公有水面埋立法	(大正 10 年法律第 57 号)
(32) 軌道法	(大正 10 年法律第 76 号)
(33) 森林法	(昭和 26 年法律第 249 号)
(34) 環境基本法	(平成 5 年法律第 91 号)
(35) 火薬類取締法	(昭和 25 年法律第 149 号)
(36) 大気汚染防止法	(昭和 43 年法律第 97 号)
(37) 騒音規制法	(昭和 43 年法律第 98 号)
(38) 水質汚濁防止法	(昭和 45 年法律第 138 号)
(39) 湖沼水質保全特別措置法	(昭和 59 年法律第 61 号)
(40) 振動規制法	(昭和 51 年法律第 64 号)
(41) 廃棄物処理及び清掃に関する法律	(昭和 45 年法律第 137 号)
(42) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成 12 年法律第 113 号)
(43) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成 12 年法律第 104 号)
(44) 文化財保護法	(昭和 25 年法律第 214 号)
(45) 砂利採取法	(昭和 43 年法律第 74 号)
(46) 採石法	(昭和 25 年法律第 291 号)
(47) 電気事業法	(昭和 39 年法律第 170 号)
(48) 消防法	(昭和 23 年法律第 186 号)
(49) 測量法	(昭和 24 年法律第 188 号)
(50) 建築基準法	(昭和 25 年法律第 20 号)
(51) 都市公園法	(昭和 31 年法律第 79 号)
(52) 自然公園法	(昭和 32 年法律第 131 号)
(53) 漁業法	(昭和 24 年法律第 267 号)
(54) 電波法	(昭和 25 年法律第 131 号)
(55) 土壤汚染対策法	(平成 14 年法律第 53 号)
(56) 水産資源保護法	(昭和 26 年法律第 313 号)
(57) 公共工事の品質確保の促進に関する法律	(平成 17 年法律第 18 号)
(58) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成 17 年法律第 51 号)
(59) 厚生年金保険法	(昭和 29 年法律第 115 号)
(60) 公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律	(平成 12 年法律第 127 号)
(61) 農薬取締法	(昭和 23 年法律第 82 号)
(62) 毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年法律第 303 号)

第1章 総 則

- | | |
|--|--------------------|
| (63) 所得税法 | (昭和 40 年法律第 33 号) |
| (64) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の
防止等に関する特別措置法 | (昭和 42 年法律第 131 号) |
| (65) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 | (昭和 44 年法律第 84 号) |
| (66) 著作権法 | (昭和 45 年法律第 48 号) |
| (67) 自然環境保全法 | (昭和 47 年法律第 85 号) |
| (68) 警備業法 | (昭和 47 年法律第 117 号) |
| (69) 産業標準化法 | (昭和 24 年法律第 185 号) |
| (70) 計量法 | (平成 4 年法律第 51 号) |
| (71) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 | (平成 12 年法律第 100 号) |
| (72) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 | (平成 15 年法律第 58 号) |
| (73) 技術士法 | (昭和 58 年法律第 25 号) |
| (74) 肥料取締法 | (昭和 25 年法律第 127 号) |
| (75) 地方公共団体の関係諸条例 | |

2. 請負者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが前項の諸法令に照らして不適当であつたり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員に報告しなければならない。

1-1-39 官公庁への手続き等

1. 請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 請負者は、工事施工に当たり関係官公庁及びその他の関係機関に対する諸手続きを自らの責任において、法令、条例又は設計図書の規定により迅速に処理しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督員の指示を得るものとする。
3. 請負者は、2に規定する届出等の諸手続きにおいて、許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督員に提出しなければならない。
4. 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を行う場合、自らの責任において行うものとする。
請負者は、交渉に先立ち、監督員に事前連絡のうえ、これらの交渉に当たり、誠意をもって対応しなければならない。
5. 請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
6. 請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合、誠意を持ってその解決に当たらなければならない。
7. 請負者は、交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-40 施工時期及び施工時間の変更

1. 請負者は、設計図書に施工時期及び時間が定められている場合でその時期及び時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。

1-1-4 1 工事測量

1. 請負者は、工事契約後直ちに測量を実施し、測量標、工事用多角点の設置位置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員の指示を受けなければならない。

なお、測量標及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また、請負者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。

2. 請負者は、測量標の設置にあたって、位置及び高さの変動のないようにしなければならない。
3. 請負者は、用地幅杭、測量標、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員に報告し指示に従わなければならない。

なお、用地幅杭を移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

4. 請負者は、工事の施工にあたり、移設杭を含めて、発注者の設置した既存杭を保全しなければならない。
5. 工事測量にあたっては、必要に応じて土地所有者等の権利者に確認を求めるなど紛争が生じないように努めなければならない。

1-1-4 2 提出書類

1. 請負者は、提出書類を別に定める様式に基づいて作成し、監督員に提出しなければならない。また、これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
2. 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

1-1-4 3 不可抗力による損害

1. 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに書面により監督員に報告するものとする。
2. 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で定める基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する次のいずれかに該当する場合

- 1) 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
- 2) 1時間雨量（任意の60分間における雨量をいう。）が20mm以上

(2) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合

(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合

地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. 契約書第30条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1-1-31 工事中の安全管理及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行っ

第1章 総 則

たと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負者の責によるとされるものをいう。

1-1-4 4 特許権等

1. 請負者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
2. 発注者が引渡を受けた契約の目的物が、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者がこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1-1-4 5 保険の付保及び事故の補償

1. 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

また、下請契約を締結した場合は、各下請負者における健康保険等の加入状況を把握し、本編 1-1-12 の規定により作成する施工体制台帳に記載しなければならない。

2. 請負者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に、設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。
3. 請負者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。
4. 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
5. 請負者は、建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の発注者控えを工事請負契約締結後 1 箇月以内に、また、契約変更によって追加購入した掛金収納書の発注者控えを工事完成時まで、発注者に提出しなければならない。
6. 請負者は、上記に関して、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」の第 77 条による「労災保険関係成立票」及び、建設業退職金共済制度の適用事業主であることを表示する標識（シール）を工事現場の出入口等の見やすい場所に掲示しなければならない。

1-1-4 6 現場技術者等の腕章の着用

1. 現場における責任の自覚と意識の高揚や責任者の明確化を図るため、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）には、腕章の着用を義務付けるものとする。

また腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見やすいところを原則とする。なお、腕章のほかにも名札も着用することが望ましい。

1-1-4 7 臨機の措置

1. 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動

その他自然的又は人為的事象に伴い、工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1－1－48 県産資材の優先使用

1. 請負者は、工事に使用する資材は、県内で産出、生産又は製造されたもの（県産資材）の使用に努めなければならない。

また、県産資材の調達が困難な資材については、県内中小企業から調達するよう努めなければならない。

2. 請負者は、前項で定めた県産資材を使用しない場合は、別に定める「県産資材不使用理由書」を監督員に提出すること。

第1章 総 則